

# 兵庫県公報

平成23年4月12日 火曜日 第2277号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	9
○ 基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	12
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	12
○ 道路の供用開始（道路保全課）	12
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	13
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同）	13
○ 土地区画整理事業の終了の認可（市街地整備課）	13
○ 兼用工作物の管理方法に係る協議の成立（公園緑地課）	14
○ 道路の位置指定（建築指導課）	14
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	15
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	17
○ 私立幼稚園の設置認可（教育課）	18
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（東播磨県民局）	19
○ 同 上（同）	19
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	20
○ 入札公告（管理課）	20
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（県立大学）	26
<b>企業庁公告</b>	
○ 落札者等の公示	28

## 告 示

### 兵庫県告示第453号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号  
所長 島田哲成
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設	
能	力	50m <sup>3</sup> /分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後 7日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	9~10	10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	15,000以下	15,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	9,800以下	9,800
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	38以下	38
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	3,400以下	3,400
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	10以下	10
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	530以下	530
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0	0.12

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年 4月12日から同年 5月 6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第454号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
三菱製紙株式会社高砂工場  
高砂市高砂町栄町105番地  
工場長 鈴木 晋 一

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
三菱製紙株式会社高砂工場  
高砂市高砂町栄町105番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	23号チ 抄紙施設	
能	力	13 t / 日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後 7 箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5 ~ 8	5 ~ 8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	20	40
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg / L)	40	80
	窒 素 含 有 量 (単位 mg / L)	2	4
	り ん 含 有 量 (単位 mg / L)	0.03	0.06
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> / 日)		9,000	19,000

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の量が最大11,330m<sup>3</sup>/日、通常14,940m<sup>3</sup>/日減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年 4月12日から同年 5月 6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第455号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町 1 番 8 号

常務執行役員高砂工業所長 岩 澤 哲

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	33号ハ 遠心分離機	
能	力	1 t/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～7	5～7
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	110	135
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	2,800	3,500
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	6	10
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	140	180
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	7	9
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		29	35

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年 4月12日から同年 5月 6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第456号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友精化株式会社別府工場  
加古郡播磨町宮西346番地の1  
別府工場長 重 田 裕 基
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友精化株式会社別府工場  
加古郡播磨町宮西346番地の1

## (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号ヌ 廃ガス洗浄施設		46号イ 水洗施設 (No. 1) —製品1	
能	力	3,600Nm <sup>3</sup> /時		容量3m <sup>3</sup>	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後3週間		着手後16日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	8~11	8~11	0.5	0.5
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	50	50	500,000	500,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	100	100	5未満	5
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	8	8	—	—
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	134,860	150,000
	シ ア ン 化 合 物 (単位 mg/L)	—	—	0.01未満	0.01未満
	ジ ク ロ ロ メ タ ン (単位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0.47	0.47	2.3	2.3

備考 汚水等を再利用又は既設特定施設を廃止するとともに、汚水等の処理は外部業者に委託するため、汚濁負荷量が減少する。

46号イ 水洗施設 (No. 1) - 製品 2		46号イ 水洗施設 (No. 1) - 製品 3		46号イ 水洗施設 (No. 2) - 製品 1		46号イ 水洗施設 (No. 2) - 製品 2	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
7	7	3	3	0.5	0.5	12	13
-	-	-	-	-	-	-	-
500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
10	10	15	15	5未満	5	10	10
100,000	100,000	-	-	-	-	1,800	1,800
-	-	-	-	134,860	150,000	-	-
-	-	-	-	0.01未満	0.01未満	-	-
-	-	840,000	840,000	-	-	-	-
2.88	3	5.1	5.3	2.3	2.3	2.6	3.2

71の6号 ジクロロメ タンの蒸留施設(46号イ 水洗施設 (No. 2)) - 製品3		46号ろ 過施設	
同 左		ろ過面積1.5m <sup>2</sup>	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大
3	3	2	3
-	-	-	-
900,000	900,000	500,000	500,000
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
900,000	900,000	-	-
1.7	1.8	3.9	3.9



2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年 4月12日から同年 5月 6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古郡播磨町すこやか環境グループ



**兵庫県告示第457号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第 5 条第 1 項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社神鋼環境ソリューション  
加古郡播磨町新島19番地  
取締役常務執行委員播磨製作所長 平 井 等
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社神鋼環境ソリューション播磨製作所  
加古郡播磨町新島19番地

## (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)	
能	力	10枚/時		40枚/月	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時30分～17時 8時間30分		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	2～7	1～7	1～12	1～12
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10未満	10	10未満	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10未満	10	10未満	10
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	2 未満	4	2 未満	2
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	18	22	5～1,000	5～1,000
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	1 未満	2	1 未満	1
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	0～1,100	1,300
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0	0.23	0/式	0.13/式

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)	
100枚/月		85Nm <sup>3</sup> /分		63Nm <sup>3</sup> /分	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
1～12	1～12	2～7	1～7	7～9	7～10
10未満	10	5未満	5	5未満	5
10未満	10	14.4	20	59	70
2未満	2	2未満	2	2未満	2
5～1,000	5～1,000	14.4	20	130	150
1未満	1	0.1	1	0.1未満	0.1
0～1,100	1,300	—	—	—	—
0/式	0.52/式	0	1.6	0	1.6

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年 4月12日から同年 5月 6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古郡播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第458号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 作業種類

基本測量（電子基準点現地調査及び基準点現況調査）

(2) 作業期間

平成22年 6月25日から同年10月20日まで

(3) 作業地域

ア 電子基準点現地調査

神戸市、姫路市、西宮市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、三田市、篠山市、丹波市及び川辺郡猪名川町

イ 基準点現況調査

赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町

2 (1) 作業種類

基本測量（国土調査基準点測量及び成果不整合地域における基準点改測）

(2) 作業期間

平成22年 9月15日から平成23年 3月23日まで

(3) 作業地域

豊岡市、養父市、朝来市、淡路市、多可郡多可町、加古郡播磨町、神崎郡神河町及び同郡福崎町



兵庫県告示第459号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（3級基準点設置）

2 作業期間

平成22年11月 1日から平成23年 3月 9日まで

3 作業地域

神戸市西区玉津町



兵庫県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成23年 4月12日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年 4月12日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 寺 本 伊 丹 線	伊丹市昆陽6丁目123番1から 同 市千僧6丁目194番1まで	旧	20.0から 31.0まで	648.0	一部 予定地
		新	20.0から 31.0まで	648.0	



**兵庫県告示第461号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨東播磨県民局長から報告があった。

平成23年4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 被処分者
  - 商号又は名称 有限会社大興殖産
  - 代表者氏名 山 本 清 云
  - 事務所所在地 加古川市野口町二屋26番地の7
  - 免 許 番 号 兵庫県知事(5)第400756号
  - 免 許 年 月 日 平成19年6月29日
- 2 処分の内容
  - 平成23年5月2日から同年6月15日までの45日間の業務停止
- 3 業務停止の範囲
  - 宅地建物取引業に関する一切の業務



**兵庫県告示第462号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成23年4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 名称 株式会社ホテルニューアワジ
  - 代表者の氏名 木 下 紘 一
  - 住所 洲本市小路谷20
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
  - 名称 ホテルニューアワジ プラザ淡路島
  - 所在地 南あわじ市阿万吹上町字船越1433-2他
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
  - 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び淡路県民局洲本土木事務所建築課
  - 縦覧期間 平成23年4月12日から同月25日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
  - 提出期間 平成23年4月12日から同月25日まで
  - 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



**兵庫県告示第463号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、たつの市本龍野駅東農住土地区画整理

事業の終了を次のとおり認可した。

平成23年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
龍野市本龍野駅東農住組合
- 2 事業施行期間  
平成20年 2月15日から平成23年 3月31日
- 3 施行地区  
たつの市龍野町中村字大塚及び字向イ田の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称  
たつの市本龍野駅東農住土地区画整理事業
- 5 施行認可の年月日  
平成20年 2月 1日
- 6 終了認可の年月日  
平成23年 3月30日



**兵庫県告示第464号**

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定により、都市公園と道路等との兼用工作物の管理方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年 4月12日から 2週間、県土整備部まちづくり局公園緑地課及び阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 公園の名称  
兵庫県立有馬富士公園
- 2 兼用工作物の位置  
三田市尼寺字古萬台962－2外
- 3 兼用工作物の管理者  
都市公園管理者 兵庫県知事  
道路及び三田市有馬富士共生センター管理者 三田市長
- 4 管理の内容  
兼用工作物の維持、修繕及び災害復旧については、原則として都市公園管理者が行う。ただし、兼用工作物の維持のうち、清掃、散水、除草、剪定、施肥、雪氷対策は、道路及び三田市有馬富士共生センター管理者が行うことを基本とする。
- 5 管理の期間  
平成23年 4月 1日から平成33年 3月31日まで



**兵庫県告示第465号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成23年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H22但八位置 0001号	23. 3. 29	養父市八鹿町九鹿字前田492番1の一部	6. 20 6. 10～9. 47	23. 44 41. 40

## 公 告

## 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年4月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成23年3月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人KOBEMINAとマルシェ

イ 代表者の氏名 多田真智子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区山本通2丁目9番15号

エ 定款に記載された目的

この法人は、イベントを通じて神戸在住の外国人との多文化交流に加え、都市と農漁村との交流、家族とのふれあい、若年者と高齢者との世代間交流、健常者と障がい者との交流など多様な滞留型交流空間を創り出し、活気ある港神戸を演出して、神戸の活性化の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成23年3月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人f

イ 代表者の氏名 嶋谷美都子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区魚崎北町4丁目14番10-268号

エ 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者及びその家族に対して、療育及び療育相談に関する事業を行い、知的障害者の活動の場の提供、家族の不安の緩和ならびに一般社会の知的障害者に対する理解深化に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成23年3月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人グラスクラフト協会

イ 代表者の氏名 元廣幸雄

ウ 主たる事務所の所在地 三田市あかしあ台5丁目30番地2 2棟404号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、手工芸に関する普及・啓発事業を行い、創造の喜びや知識・技術を広めることにより、すべての人が心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成23年3月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人こうべマンション管理支援機構

イ 代表者の氏名 植田雅人

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区中山手通2丁目4番15号 ローレルトアスクエア201株式会社ユニオン設計内

エ 定款に記載された目的

この法人は、マンションの所有者・居住者等に対して、マンション管理組合の運営や問題解決のための助言・指導・援助、その他の支援を行うことにより、マンション管理の適正化の推進やマンションにおける良好な居住環境の確保を図り、もって市民生活の安定向上と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成23年3月25日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人くおりにいけあ

イ 代表者の氏名 浅野 裕子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区住吉東町3丁目2番5号

エ 定款に記載された目的

この法人は、要介護認定を受けている高齢者及び障害児者に対して、自立と社会参加を可能にするための移動手段確保に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 6(1) 申請受付年月日 平成23年3月25日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人自立生活支援センタードリームハウス

イ 代表者の氏名 鈴木 由美

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区森南町3丁目2番15号 初崎マンション102号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して福祉サービスの向上及び自立と社会参加の支援に関する事業を行い、障害者が安心して自立して生活できる暮らしやすい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

## 7(1) 申請受付年月日 平成23年3月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人和みの森

イ 代表者の氏名 森 西 直子

ウ 主たる事務所の所在地 兵庫県三田市小野1082番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、農業を通じて就労支援事業を行うと共に、IT技術を用いて、情報化社会の発展に貢献するための事業、並びに休耕農地の活用などによるまちづくりの推進を図る事業を行い、また障がい者・高齢者に対してその社会参加を促すための支援を行い、豊かな福祉社会の創造に寄与することを目的とする。

## 8(1) 申請受付年月日 平成23年3月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みんなのいえ

イ 代表者の氏名 清水 俊美

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市網干区津市場12番地18

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）、高齢者に対して、地域で暮らすために必要な在宅ケアサービス事業と地域住民との交流促進に関する事業を行い、世代や障害の有無にかかわらず、地域で共にその人らしい生活ができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 9(1) 申請受付年月日 平成23年3月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人サインポスト

イ 代表者の氏名 藤本 高英

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市上田西町3番21-106号

エ 定款に記載された目的

この法人は、NPOや社会的企業家など、様々な個性・様々な立場の人々による多種多様なコミュニティに対し、情報通信技術による課題解決策の提案・提供事業、ワークショップ、講座、イベント等による各種支援事業、業務受託事業を実施することにより、コミュニティの円滑な組織運営及び事業活動を促進し、又はそれらコミュニティの活性化を担う人材の育成を行い、人々が心と体にぬくもりを感じることのできる地域社会の発展とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

## 10(1) 申請受付年月日 平成23年3月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸ベイビーカフェ

イ 代表者の氏名 小山田 紘子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区篠原北町4丁目15番17号

エ 定款に記載された目的



この法人は、妊婦及び乳幼児の親とその子どもに対して、子育て及び親育ちの支援並びに育児女性の創業と社会復帰促進に関する事業を行い、安心して子育てできるまちづくりや地域の活性化に寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成23年 3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸クリエイティブメディア推進プロジェクト

イ 代表者の氏名 水 島 宣 久

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区中山手通2丁目16番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く地域社会及び一般市民を対象に、デジタルサイネージ（電子看板）の設置や地域周遊型アプリの提供等を行うことにより、情報配信インフラの整備を促進し、もって地域社会の活性化及び情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

12(1) 申請受付年月日 平成23年 3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人徳育環境支援事務局

イ 代表者の氏名 富 田 裕 樹

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市南武庫之荘1丁目7番地4 プラザ武庫之荘2番館106号

エ 定款に記載された目的

この法人は、小学校高学年生、中学生、高校生に対して、徳育の授業企画、授業支援に関する事業を行い、若者達の心を豊かに育み、人格の向上に寄与することを目的とする。



**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成23年 3月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本派遣労働者ライフアップ協会

イ 代表者の氏名 藤 本 将 誉

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区多聞通2丁目5番16号

エ 定款に記載された目的

この法人は、全国の派遣労働者等、不安定な地位での労働者全てに対して、人材派遣業に関する調査研究事業、労働者の悩みの相談を受ける事業等を通じ、地域社会へ情報を発信し、行政へ提言をしていくことにより、人材派遣業者の資質の向上を図るとともに、労働者の基本的人権の擁護を図り、より豊かで明るい社会生活構築に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成23年 3月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ゴガヅカ

イ 代表者の氏名 鷲 山 眞 司

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市南塚口町1丁目10番15号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及びその家族等に対して、生活支援や自立支援など福祉に関する事業活動とともに、地域社会の理解と支援を得て、障害者が安心して生活ができるように支えつつ、障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成23年 3月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人あまがさきエコクラブ
- イ 代表者の氏名 磯 田 雅 司
- ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市昭和通3丁目96番地
- エ 定款に記載された目的

この法人は、尼崎市を中心に活動する企業・地域コミュニティ及び一般市民に対して、再生資源の利用促進に関する事業を行い、消費型社会から循環型社会への転換を図ることに寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成23年 3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人ほっと・はうす
- イ 代表者の氏名 永 田 恵美子
- ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区相生町5丁目10番21-101号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、地域社会の高齢者並びに障害者、保育を必要とする子供に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、障害者自立支援法に基づく移動支援事業、託児と保育事業、高齢者並びに障害者と地域住民の交流にかかわる事業を行い、地域の理解を深め、誰もが住み慣れた地域で安心して生活でき、生きがいや仲間作りができる地域コミュニティづくりの推進及び社会参加と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成23年 3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人おりーむ21
- イ 代表者の氏名 岡 田 昌 三
- ウ 主たる事務所の所在地 明石市別所町16番33号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者の社会参加と福祉の増進を図るための支援事業を行い、互いに生きがいのある生活を実現することにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成23年 3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人但馬NPO応援隊
- イ 代表者の氏名 日 下 博 勝
- ウ 主たる事務所の所在地 朝来市和田山町和田山283番地
- エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者等に対して、自立支援及び社会参加の促進に関する事業を行うとともに、豊かな自然環境が残る朝来市の里地里山を次世代に継承するため、里地里山の環境保全事業等を行い、すべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。



**私立幼稚園の設置認可**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により、次のとおり私立幼稚園の設置を平成23年3月29日に認可した。

平成23年 4月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	位 置	設 置 者	総定員	開園年月日
青垣幼稚園	丹波市青垣町沢野70番地の1	社会福祉法人青垣福祉会	40人	平成23年 4月 1日
幸世幼稚園	同 市氷上町棧敷386番地の1	社会福祉法人氷上町福祉会	30人	同



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成23年 4月12日

東播磨県民局長 福 田 好 宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ中島店  
 所在地 高砂市中島三丁目406-126ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 マックスバリュ西日本株式会社  
 代表者の氏名 藤 本 昭  
 住所 姫路市北条口四丁目4番地
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗の名称  
 ア 変更前  
     (仮称) マックスバリュ高砂中島店  
 イ 変更後  
     マックスバリュ中島店
- 4 変更年月日  
 平成23年 3月 4日
- 5 届出年月日  
 平成23年 3月 2日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間  
 (1) 縦覧場所  
     兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課  
 (2) 縦覧期間  
     平成23年 4月12日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先  
 (1) 提出期限  
     平成23年 8月15日  
 (2) 提出先  
     東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課  
     〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成23年 4月12日

東播磨県民局長 福 田 好 宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ中島店  
 所在地 高砂市中島三丁目406-126ほか

- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 マックスバリュ西日本株式会社  
 代表者の氏名 藤 本 昭  
 住所 姫路市北条口四丁目4番地
- 3 変更事項  
 廃棄物等の保管施設の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
- 4 変更年月日  
 平成23年3月4日
- 5 届出年月日  
 平成23年3月2日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成23年4月12日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 平成23年8月15日
  - (2) 提出先  
 東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課  
 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年4月12日

東播磨県民局長 福 田 好 宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドラッグコスモス貴崎店  
 所在地 明石市貴崎五丁目322番2ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により明石市から聴取した意見の概要  
 本店舗周辺には、貴崎小学校及び貴崎幼稚園が存し、また、本店舗前面の道路は、望海中学校の通学路に指定されている。幼児、児童及び生徒の登下校時の安全確保について、最善の努力を重ねること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成23年4月12日から1月間



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年4月12日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
 大型スクールバス 3台
  - (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成23年8月31日（水）

(4) 納入場所

県立こやの里特別支援学校 伊丹市瑞ヶ丘2-3-2

県立播磨特別支援学校 たつの市揖西町中垣内乙135乙

県立西はりま特別支援学校 たつの市新宮町光都1-3-1

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 大塚

電話 (078) 341-7711 内線 4936

イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成23年4月12日（火）から同月26日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

平成23年5月26日（木）午後2時 兵庫県庁西館1階 大入札室

エ 入札書の提出期限

ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年5月25日（水）午後5時までにアの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成23年4月12日（火）午前9時から同月26日（火）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 入札の日時

平成23年5月19日（木）午前10時から同月26日（木）午後2時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

## ア 受付期間

平成23年4月13日（水）から同年5月11日（水）まで（持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成23年4月13日（水）から同年5月11日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、5月11日（水）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

## イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

## ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

## エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

## オ 確認の結果

平成23年5月19日（木）午前10時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年5月24日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成23年6月9日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Big-sized school buses 3 vehicles

(3) Delivery period: August 31, 2011

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Koyanosato School for Students with Special Needs  
Hyogo Prefectural Harima School for Students with Special Needs  
Hyogo Prefectural Nishiharima School for Students with Special Needs

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 April 26, 2011

(6) Deadline for tender:

14:00 May 26, 2011 by direct delivery, electronic bidding system;  
17:00 May 25, 2011 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Otsuka, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau,  
Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4936



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年 4月12日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

中型スクールバス 2台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成23年 8月31日（水）

(4) 納入場所

県立神戸特別支援学校 神戸市北区大脇台10-1  
県立姫路特別支援学校 姫路市四郷町東阿保字下戸明476-1

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿

に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

#### (1) 書面による入札

ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局管理課 担当 大塚  
電話 (078) 341-7711 内線 4936

イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成23年4月12日(火)から同月26日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札・開札の日時及び場所  
平成23年5月26日(木)午後3時 兵庫県庁西館1階 大入札室

#### エ 入札書の提出期限

ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成23年5月25日(水)午後5時までにアの場所に必着のこと。

#### (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間  
平成23年4月12日(火)午前9時から同月26日(火)午後4時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 入札の日時  
平成23年5月19日(木)午前10時から同月26日(木)午後3時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は(1)ウに同じ。

### 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

#### ア 受付期間

平成23年4月13日(水)から同年5月11日(水)まで(持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成23年4月13日(水)から同年5月11日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、5月11日(水)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

#### イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

#### ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

#### エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

#### オ 確認の結果

平成23年5月19日(木)午前10時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められ



た場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年5月24日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成23年6月9日(木)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Middle-sized school buses 2 vehicles

- (3) Delivery period: August 31, 2011

- (4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Kobe School for Students with Special Needs

Hyogo Prefectural Himeji School for Students with Special Needs

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 April 26, 2011
- (6) Deadline for tender:  
15:00 May 26, 2011 by direct delivery, electronic bidding system;  
17:00 May 25, 2011 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Otsuka, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau,  
Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4936



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。  
平成23年4月12日

契約担当者  
兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

**1 調達内容**

- (1) 件名  
大面積精密平面研削装置一式
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び製品仕様書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成23年10月31日（月）
- (4) 納入場所  
姫路市書写2167 兵庫県立大学姫路書写キャンパス 6号館1階
- (5) 入札の方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

**2 一般競争入札参加資格**

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

**3 申込書・入札書の提出等**

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒671-2280 姫路市書写2167  
兵庫県立大学姫路書写キャンパス事務部総務課 担当 有馬  
電話 (079) 266-1661
- (2) 入札説明会の日時及び場所  
平成23年4月19日（火）午後1時30分 兵庫県立大学姫路書写キャンパス本館3階 大会議室
- (3) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成23年4月12日（火）から同月26日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成23年5月23日（月）午後1時30分 兵庫県立大学姫路書写キャンパス本館3階 大会議室

(5) 入札書の提出期限

(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成23年5月20日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年5月19日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に要求される義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、大画面精密平面研削装置一式の設置およびアフターサービスの実績を有することを証する書面を提出すること。

物品等の調達に当たっては、製造メーカーの認定する国内の正規代理店を通じて購入すること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び製品仕様書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Kiyoshi Kusumi, General Secretary, University of Hyogo

## (2) Subject:

Introduction of the High Precision Grinding and Cutting Machine

## (3) Implement period:

October 31, 2011

## (4) Implement places:

Designated place

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 April 26, 2011

## (6) Date for tender:

13:30 May 23, 2011

## (7) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Arima, General Affairs Division, Himeji Shosha Campus, University of Hyogo

2167, Shosha, Himeji, Hyogo 671-2280

TEL:+81-079-266-1661

## 企業庁公告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年4月12日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 岡田 泰介

## 1 落札に係る物品の名称及び数量

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| (1) 次亜塩素酸ナトリウム       | 1,592,000キログラム |
| (2) ポリ塩化アルミニウム       | 4,852,000キログラム |
| (3) ドライ粉末活性炭(5%WE T) | 479,000キログラム   |
| (4) 粉末活性炭(50%WE T)   | 112,000キログラム   |
| (5) 液体苛性ソーダ          | 306,000キログラム   |

## 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県企業庁水道課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 3 落札者を決定した日

平成23年3月25日

## 4 落札者の名称及び住所

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| (1) 網干産業株式会社   | 姫路市大津区吉美661番地     |
| (2) 網干産業株式会社   | 姫路市大津区吉美661番地     |
| (3) 大和化成株式会社   | 神戸市兵庫区下沢通2丁目1番17号 |
| (4) 株式会社ダイネン産業 | 姫路市飾磨区中島3001番地    |
| (5) 株式会社シマヤ    | 姫路市飾磨区思案橋60番地     |

## 5 落札金額

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1) 49円80銭  | (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。) |
| (2) 17円30銭  | (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。) |
| (3) 199円50銭 | (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。) |
| (4) 119円    | (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。) |
| (5) 17円80銭  | (単価契約・消費税及び地方消費税を除く。) |

## 6 契約の相手方を決定した手続

- |            |
|------------|
| (1) 一般競争入札 |
| (2) 一般競争入札 |
| (3) 一般競争入札 |

- (4) 一般競争入札
- (5) 一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成23年 2月 8日